

市民の皆さんのご理解をお願いします

# 独立採算すべき 事業のサービス・負担水準を 再構築します。

## ◆ 国民健康保険税の税率改正にご理解をお願いします

国保の経営が危機に瀕しています

国民健康保険は、加入者の皆さんが日ごろ健康なときから病気やけがに備えて納めていただく保険税と国や県の補助金などによって、必要となる医療費等を賄っています。

高島市における国民健康保険の状況は、被保険者数21,260人、世帯数10,296世帯(平成18年4月1日現在)で、国保加入率は人口の38.2%、世帯では54%の加入となっており、平成18年度の予算総額は48億3,661万1千円です。国保の支出にあたる医療

費は、平成17年度の加入者1人当たり348,091円で2.4%の伸び(平成16年度比)となっており、これは平成12年度以降毎年増加の一途をたどっています。

これに対して、収入に当たる1人当たり平均保険税額(医療費分)は、53,684円となっております。これは、平成17年度は、合併協定により旧町村の一番低い税率で調整し課税したため、対前年度比4.7%の減となり、1人当たり保険税額は県内33市町(平成17年8月現在)のうち医療費分では32番目、介護納付金分では30番目の低い額となっております。

市の提供するサービスと市民負担の見直しに関しては、本紙1月号以降3回にわたって市民の皆さんにお知らせしてきました。既に、本年4月からの改正はスタートしていますが、今月号では、6月定例会議会で承認され今後実施されることとなる国民健康保険・上下水道(簡易水道・農林業集落排水施設)・公共バスの3つの独立採算すべき事業にかかる市民負担の見直し・改正についてお知らせします。

こうしたことから、国保会計は保険税収入の大幅な減収による財源不足と医療費の増額といった両面から切迫する状況の中で、保険給付基金(預金)を全額取り崩すことなどにより、ようやく運営しているという非常に厳しい財政状況です。

## ■ 急激な負担増とならないように 保険税率の引き上げ幅を抑えました

市では、国民健康保険事業の健全な財政運営をめざして、平成18年度から、加入者の皆さんに歳出に見合った保険税のご負担をしていただくこと、すなわち保険税率

の大幅な引き上げをお願いせざるを得なくなり、去る3月および6月定例会議に条例改正および補正予算を提案し、承認いただきました。

税率については下表のとおりですが、加入者の皆さんそれぞれの負担額は8月中旬にお知らせする保険税納税通知書(本算定)をご覧ください。

今回の税率は、加入者の急激な負担増を抑えるため、当初予算で県から広域化等支援基金貸付金1億円を借り入れて保険税率の引上げ抑制を図っていたのを、さ

らなる負担の緩和を求めめる議会等からの強い要請を受けて、6月補正予算でさらに広域化等支援基金貸付金5,000万円の借入れの増額と繰越金1,000万円を見込むことにより保険税率の引き上げ幅を抑制することとしました。

これにより、平成18年度の1人当たりの平均保険税額は、67,703円(見込)となり、県内市町の平均的な額となります。

もちろん、この措置は次年度以降に負担を先送りする措置であり、根本的な解決策は、市民の皆さんが常

## ◆ 来年4月以降の使用分から

### 市内の上下水道使用料金が完全に統一されます

公平・平等な料金体系に改正します

ご存知のように、上下水道使用料金については、合併協定書で「平成22年度から調整し統一する」との合意がなされてきました。しかし、上下水道事業は市民生活に最も密着した公営事

業であり、市民の皆さんが均しく恩恵を受けていただいているにもかかわらず、その料金格差を5年間も放置しておくことを疑問視する声が合併後高まってきました。

市では、市民の「受益と負担の公平・平等性」を確

一 税率の改正		
項目	改正前 (平成17年度)	改正後 (平成18年度)
医療給付費分		
①所得割額	4.8%	6.4%
②資産割額	19%	27%
③均等割額	20,000円	25,900円
④平等割額	22,000円	23,000円
介護納付金分		
①所得割額	0.58%	1.22%
②資産割額	4.0%	6.8%
③均等割額	4,900円	8,300円
④平等割額	3,900円	4,800円

保険税額は、世帯内の国保加入者につき算定した①所得割額・②資産割額・③均等割額および④平等割額の合算額により算出しています。

①所得割額 国保加入者の、前年の所得に応じて算出  
②資産割額 国保加入者の、今年度の固定資産税額に応じて算出  
③均等割額 国保加入者1人あたりの額  
④平等割額 1世帯あたりの額

## 一 納期の改正

平成18年度はできるだけ納期毎の納付額を軽減できるよう、年間12回の納期に変更しました。

- 改正後(平成18年度) 4月から翌3月までの 12回
- 改正前(平成17年度) 4月から翌1月までの 10回

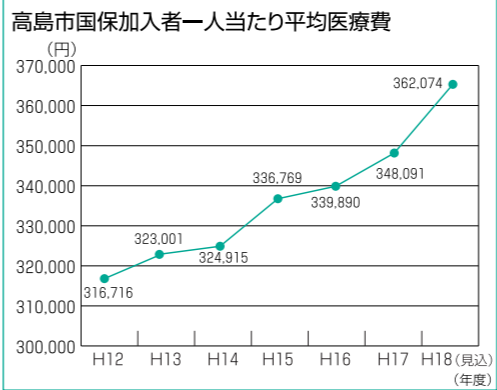
日頃から運動を行い、また、保健イベントやいろいろな教室に参加いただき、心と体を鍛え、リフレッシュしながら「健康」をつくる以外にありません。

市民の皆さんが一層の健康づくりに努めていただきますとともに、国保財政健全化に向けての保険税引上げにご理解をお願いします。(健康福祉部保険年金課)

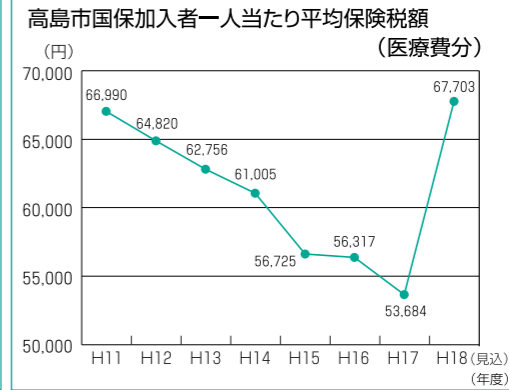
保するため、速やかな上下水道料金の統一化が必要不可欠との判断に立ち、合併してまだ1年余りではありませんが、本市の上下水道審議会をはじめ、市内の各地域審議会、また、各自治会の要請に基づく会議等を開催するほか、全戸配布の特集広報誌により、広く市民の皆さんにお知らせや説明をし、ご意見をお聞きして

きました。特に、料金の上がる地域、下がる地域、体系の変わる地域においては、さまざまなお意見をいただきましたが、合併した今日、料金を統一することにはおむねのご理解をいただきました。

本年の3月定例会議会上下水道の4条例の使用料改正条例案を上程し、このうち「上水道」と「公共下水道」



資料：国民健康保険事業状況より



資料：国民健康保険事業状況より